

減災と しごと



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

はじめに

日本赤十字社は、災害時の各種救護活動、講習普及事業、青少年赤十字における防災教育、国際人道法の普及等を通じて、減災のための活動を推進してきました。

中央防災会議（内閣府）において、平成18年4月21日に「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」が決定されました。内閣府が提唱する減災のための活動の普及においては、各界各層がそれぞれの特性に応じた具体的な活動を図ることとされています。しかしながら、昨今では、一般市民に対する防災教育の浸透に伴い、これまで見過ごされがちであった事業所、団体等による減災の必要性が注目されるようになってきました。

こうした状況を踏まえて、日本赤十字社はこれまでの減災のための事業に加えて、地域に根ざした事業所や団体等に対して、災害の発生により被る被害を軽減するための活動及び地域に対して貢献できる減災のための活動を推進することにより、地域全体の防災力の向上を促し、災害被害の軽減に努めていきたいと考えています。

本小冊子が事業所・団体の皆様にとって、被害を最小化するための活動に資する一助となれば幸いです。

平成21年4月

日本赤十字社

も く じ

I. 減災のための活動の必要性と事業所・団体の役割

1. わが国の災害の発生状況 1
2. 災害による被害の発生状況 2
3. 災害による心身への影響 3
4. 減災の考え方 3
5. 自助・共助・公助の役割 4
6. 組織の役割～共助の視点から～ 5

II. 事前の備えと災害発生時の事業所・団体の対応

1. 事業所・団体の被害を軽減するための活動 6
2. 事業所・団体が地域に貢献できる減災のための活動 7

III. 事業所・団体の活動事例

1. 事前対策についての取組み事例 11
2. 地震災害・事故時等の活動事例 14

IV. 事業所・団体の事業継続計画策定方法

1. 事業継続計画とは 16
2. 事業継続計画の構成と検討手順 17

V. 日本赤十字社の活動紹介

1. 赤十字救急法 19
2. こころのケア 22

- 参考文献・資料 24

I . 減災のための活動の必要性と事業所・団体の役割

1. わが国の災害の発生状況

わが国は、地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置し、地震の発生回数や活火山の数は極めて多いと言えます。また、地理的、地形的、気象的諸条件から、台風、豪雨、豪雪等による自然災害が発生しやすい国土となっており、自然災害により多くの人命や財産が失われてきました。

一方、防災体制の整備・強化、国土保全の推進、気象予報の向上、災害情報の伝達手段の充実等を通じた災害対応能力の向上、災害に対する脆弱性の軽減により、自然災害による人的被害は減少してきています。しかしながら、災害因自体の発生を抑えることはできません。災害が発生したとき、被害の発生・拡大を可能な限り防ぐ努力が求められています。



(崩落現場：宮城県栗原市提供)

2. 災害による被害の発生状況

地震災害時には、事業所・団体は、建物の倒崩壊、設備の破損、従業員の死傷等の直接被害だけでなく、ライフラインの途絶、道路網の寸断等により、事業所・団体活動への支障や影響が発生します。阪神・淡路大震災時は、事業所の建物が崩壊したり火災で焼失したりたため、本社機能を移転したり、営業を仮営業所で行うなど、業務への多大な支障が発生しました。また、商店が営業を再開しても、周囲の住宅地が復旧せず、復興が長引いたため、売り上げが激減し、なかなか回復しないなどの影響が生じました。

風水害時では、警戒システムの発達で死傷者は減少傾向にありますが、家屋・財産等の被害額は増加しています。新聞配達中、屋外で作業員が高波や急流等に押し流されたり、警戒活動や避難呼びかけ中に消防団員が亡くなる例などが後を絶ちません。

火山噴火は、突然大爆発が起きることは少なく、前兆現象を捉えて火山警戒情報が出され、警戒体制がとられることから、被害者は減少していますが、警戒体制の解除までの期間が長期に及ぶことから、農業、畜産業、観光業等への多大な影響が出てきます。

雪害が集中して発生する北日本から日本海側においては、雪下ろし、除雪作業中の作業員の転落事故や凍死などの被害が出ており、通常の活動の停滞、産業への影響も出ています。

そのほか、自然災害以外の事故・事件においても人的被害が発生します。

3. 災害による心身への影響

災害による被害は、単に物理的被害や身体的損傷だけに留まらず、被災した多くの人々が災害により心理的にも大きな影響を受けることが知られています。日本における被災者へのこのころのケア対策は、平成5年北海道南西沖地震災害における児童への対処などを端緒に、阪神・淡路大震災以降にさまざまな実践や研究が展開されてきています。

災害後の疲労や心理的ストレスが積み重なったり、放置されていると、日常的な生活にも支障が出てくることがあります。このような災害時におけるストレス反応は、「正常な反応」であり、災害時にストレス反応を示すことは正常であると言えます。

4. 減災の考え方

現在の先端的な科学技術の粋をつくしても、災害因自体の発生を阻止することはできません。災害時に発生する可能性のある被害をできるだけ少なくすることを「減災」と言います。減災の考え方では、ある程度被害の発生を想定した上で事前に重点を置いて対策を計画的に実施し、起きる可能性のある被害を少しでも減少させていこうとしています。

「減災のてびき」（改訂版）（内閣府）においては、個々人レベルの対策から、地域の防災力を高めるため、それぞれの立場で、今すぐできる備えとして、①自助、共助、②地域の危険を知る、③地震に強い家、④家具の固定、⑤日ごろからの備え、⑥家族で防災会議 及び⑦地域とのつながりの7項目を挙げています。

事業所・団体においては、一般の家庭よりもさらに強固な減災対策が求められます。

5. 自助・共助・公助の役割

「自らの生命、身体、財産は自らが守る」（自助）ことが災害対応の基本原則です。事業所・団体にとっての「自助」とは、事業所内における被害の抑止、拡大防止のための自助努力です。

次に、隣近所の人や近隣の事業所、団体等と連携し、他人を助けたり、助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方が「共助」です。共助には、NPO団体やボランティアによる救援活動、助け合いも含まれます。

さらに、行政等の公的機関の災害対応が「公助」です。公助には、政府や地方公共団体、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁などの活動が含まれます。



6. 組織の役割 ～共助の視点から～

事業所・団体は、人々の生活に必要な物資・サービスを供給することなどによって、社会、経済に大きく貢献しています。災害による被害の拡大を防ぎ、社会的影響を最小程度に抑えるため、事業所・団体はそれぞれの立場で被害の抑止等に最大の努力を払う必要があります。

地域に在る事業所・団体は、地域社会とも深くつながっており、住民が生活するうえで重要な役割を果たしています。事業所・団体は、地域の災害危険を認識し、日頃から災害に備え、災害対策を確立しておく必要があります。このため、周辺の事業所、町内会・自治会、住民等との協力体制の確保に努める必要があります。

また、店舗併用住宅などでは、住民の立場と事業活動が混在しています。消防団活動に参加したり、率先して地域を守る活動を心がけてください。



(被災地での炊き出し)

Ⅱ. 事前の備えと災害発生時の事業所・団体の対応

事業所や団体の災害時対応は、規模や業種・職種によって異なります。自衛消防隊があるような大きな事業所、地域とのつながりが深い商店、地域の消防団活動などに参加している事業主など、職能団体、業態別団体に所属しているかによって、異なる対応をとる必要があります。

1. 事業所・団体の被害を軽減するための活動

阪神・淡路大震災のような都市を直撃する災害の場合、都市施設、設備の損壊、ライフラインの途絶、従業員の被災等が、事業活動に大きな損失を与え、ひいては事業所や団体の存在そのものを危うくするような打撃を与えます。

近年、自然災害が多発するなかで、事業所・団体のリスクマネジメントの一環として、地域の災害危険を把握し、減災のため必要な対策を講じることが、事業所・団体にとっての責務になっていると言えます。また、一方で、被災者の救援活動や被災地の復旧・復興などに、事業所や団体の貢献が大きくなっていきます。

「自助」及び「共助」の考え方に基づき、事業所・団体は、事業活動に関して、被害の抑止のため、事業所・団体単位の防災計画を作成する必要があります。防災計画は、「地震災害に備えての事前計画」、「地震災害時の活動計画」、「施設再開までの復旧計画」によって構成されています。この中で、重要なのは、① 事業所・団体の防災組織、② 従業員・職員及び顧客の安全確

保、③ 事業所・団体財産の保護と火災の防止及び④ 事業の早期再開の4項目です。

また、施設の防火管理者は、消防計画を作成することが義務付けられています。

地震災害発生時の事業所・団体の応急対応活動としては、勤務時間帯においては、従業員・職員・顧客の安全確保、初期消火、危険物の点検・安全措置、安全な場所への顧客等の避難誘導等が挙げられます。また、勤務時間外に発生した時は、職場への参集、消火活動、危険物施設・設備、ガス・水道、電気設備等の点検及び安全化措置、通信の確保、従業員・家族等の安否確認等が挙げられます。

2. 事業所・団体が地域に貢献できる減災のための活動

地震災害時における減災のため、事業所・団体が地域社会へ貢献する活動として、次のような事項が挙げられます。

<地震火災の防止活動>

火災の初期消火に失敗し、延焼火災となった際には、通常時と違い、公設消防機関が消火に駆けつけられない事態が考えられます。地元の自営業主等は、地域の消防団活動の担い手として、また、自衛消火隊がある事業所などでは、特に事業所の域外、所在地域での活動が期待されます。

<救助活動>

特に、都市部で火災発生件数が多い場合には、公設消防機関は消火活動を優先し、救助活動は後回しとなってしまいます。

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震では、消防団と大工・工務店等が中心となって倒壊した家屋から隣人の救助活動を行いました。

<津波防災活動>

津波から避難する際の要援護者の歩行援助、車での避難など、避難時の介護が求められます。また、津波危険地域内に、堅牢で高い建物を保有している企業では、津波警報が出されている間、避難場所として、地域住民や観光客等にスペースを提供する必要があると言えます。

<救急活動>

従業員・職員や顧客等が、災害時に負傷した際に、病院に行く前の応急処置を行うため、救急箱やAED（自動体外式除細動器）などを準備しておく必要があります。また、基本的な応急処置の知識と技能を従業員・職員が身につけ、地域単位で、医師・看護師や保健師に緊急対応時の依頼をしておくなどの必要があります。



<避難支援>

地域住民や要援護者の避難支援を行ったり、事業所のスペースを避難所として提供したり、救援物資の提供等を行う支援が求められます。また、従業員や職員がボランティアとして避難所運営に係わるなどの支援活動も考えられます。

<物資・人材等の提供>

商店が保有ないしは販売している商品等や専門的人材の提供が考えられます。被災生活に必要な物資としては、食料、水、日用品や仮設トイレ、簡易トイレなどが挙げられます。

避難所支援や被災した各家庭の後片づけを行う一般ボランティアだけでなく、専門ボランティアの活動も必要とされています。専門ボランティアとしては、従業員・職員のさまざまな技能を活用した応急危険度判定士、医療関係者、介護福祉士等の福祉、建築・土木、情報処理関係者等が挙げられます。

<ライフラインの代替措置>

ライフラインに係わる業種の事業所では、それぞれ自主的に復旧活動に関わるとともに、ライフラインの代替手段の提供等で貢献する必要があります。

- 電力の代替：投光器、自動車のライト、安全ローソクの提供、懐中電灯・電池の提供、自家用発電機の提供など
- ガスの代替：携帯コンロの提供など
- 水道の代替：井戸水、貯水槽の水の提供、トイレの提供、風呂の無料開放など
- 交通手段の代替：ヘリコプター、船舶、車輛の提供など

＜帰宅困難者対策＞

地震災害時の帰宅困難者の中には、事業所・団体の従業員・職員や買物客、観光客、その他不特定多数の者等が含まれます。災害発生直後の混乱を防止するため、事業所・団体は、地震発生直後から従業員や職員の帰宅を促すのではなく、周辺の事業所と連携をとり、被災地周辺の交通機関の復旧状況等の情報収集を行いながら、時間差をもって従業員・職員や顧客等の帰宅措置をとっていく必要があります。

なお、風水害時、火山噴火時、雪害時などにおいても、地域の状況に応じて、各事業所・団体がもつ特性を活かした救援活動を行うことが望めます。



内閣府（防災担当）減災のてびき（改訂版）より

Ⅲ. 事業所・団体の活動事例

1. 事前対策についての取組み事例

内閣府「災害被害を軽減する国民運動」において、減災への先進的取組事例として取り上げられた、実際の取組事例のうち、事業所・団体に関するものを紹介します。

○ 大規模災害時協力ガソリンスタンド登録制度 (静岡県石油業協同組合・静岡県石油商業組合)

- ガソリンスタンドの有する特性（災害に強い建物の構造を持ち、防災設備も整っている）を活かし、災害時における地域の防災ステーションとしての地域貢献を図るための、業界団体による自発的な取り組みです。
- 制度に登録したガソリンスタンドでは、目印となる「大規模災害時協力店」の共通の看板を掲げ、地域住民への周知に努めています。



○ 生活協同組合による組合員ぐるみの「住まいの安全＝耐震化」の取組

(パルシステム生活協同組合連合会)

- 地域の生活者を会員として組織する生活協同組合の特質を活用し、組合員総学習を皮切りに、地域ぐるみ・家族ぐるみで「住まいの安全＝耐震化」のための取組を推進しています。
- 「住まいるサポーター」という身近な地域の相談員を養成し、「予算に見合った安い価格で効果のある工事」を推奨し、組合員とその家族の命と財産の安全の確保に努めています。

○ 自治体及び住民団体との「地域防災協定」

(ダイキン工業株)

- 防災における事業所の地域貢献について、具体的な支援内容を盛り込んだ協定文書の形態で定めています。
- 協定は、事業所と周辺町内会に自治体が加わった三者協定である特徴を持ち、災害発生直後からの緊急支援をベースに継続的に見直しが行われ、内容の充実が促進されることが期待されています。また、地域における防災に対する共同共助意識の向上に貢献しています。
- 支援内容は、三者による協議を通じて、事業所の事業活動の実態(身の丈)に即した、効果があり実現性の高いものとなっており、防災訓練の協同実施、防災備蓄倉庫設置場所の提供等、平素からの協力についても含んでいます。

○ LP ガス産業の災害対策への取組

(日本LPガス協会)

- 災害時における被災地へのLPガスの供給について、業界を挙げて取り組んでいます。
- 新潟県中越地震においても、避難所等への大規模な供給支援が実施されました。

○ 防災隣組による防災まちづくり活動

(東京駅周辺防災隣組ほか)

- 防災隣組は、まちの安全性を高めるため、大都市圏に立地する企業同士が、地域住民組織を模して結成した団体です。
- こうした企業を主体とする防災まちづくりの取組は、防災隣組全国会議の開催などを通じ、全国的な枠組みへと拡大しています。



2. 地震災害・事故時等の活動事例

次に事業所・団体などの災害及び事故時等の活動事例を紹介
します。

<地震災害時>

- 宅配業のS社が人員とヘリコプター、トラックを無料で提供して物資の搬入・搬出・搬送を行いました。これにより、処理効率は3～4倍上がったといえます。
- M社は、ふだんから地域とのつながりがあり、付近で発生した延焼火災に自衛消火隊が出動し、可搬ポンプを使って消火活動を行いました。また、地域の被災した住民を受け入れ、体育館を避難所として提供しました。
- 事業所やコンビニエンスストアなどでは、避難所として店舗等の一部を開放しました。
- 事業所従業員の一般住民の立場での救助活動が注目されました。
- 社員寮に居住していた若い社員達が一般住民と一緒に救助活動に協力しました。
- 工務店や大工、消防団が、倒壊した木造家屋から、一般住民の救助活動の指揮をとった事例がみられました。また、屋根に昇って、被災家屋を風雨から守るためのブルーシート掛けなどを行いました。
- T市の中心市街地では消防団がなく、自主防災組織もない中、商店街の若手などを中心に、救助活動を展開しました。その際、役立ったのが、お祭りでの協同作業、人的つながりだっ

たとされています。

- ライフライン関連企業の職員、新聞社職員等で、家族に死者が発生していながら出社して復旧作業や業務再開に携わった人がいました。
- 能登半島地震、新潟県中越沖地震では、経団連の1%クラブなどに加入している大企業が連携し、「災害支援プロジェクト」として、物資の提供、仮設住宅敷地の提供、被災地での支援活動など、それぞれの企業特性を活かした活動を展開しました。

<大規模事故時>

- JR西日本福知山線事故では、周辺の企業等が率先して死傷者の救助や病院への車による搬送等を行いました。
- 秋葉原殺傷事件では、現場付近にいた通行人、従業員、タクシー運転手等が負傷した人の救護活動を行いました。



(市街地の地震災害)

IV. 事業所・団体の事業継続計画策定方法

1. 事業継続計画とは

内閣府が作成した「事業継続ガイドライン」（平成17年）によると「事業継続」の取組みについて、以下のように述べられています。

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開することが望まれている。また、事業継続は企業自らにとっても、重要業務中断に伴う顧客の他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守る経営レベルの戦略的課題と位置づけられる。

この事業継続を追求する計画を「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）と呼び、内容としては、バックアップ・システムやオフィスの確保、即応する要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。それらは、事業内容や企業規模に応じた取組みでよく、多額の出費を伴わずとも一定の対応は可能なことから、すべての企業に相応した取組みが望まれている。



このように、「重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開すること」を目的として策定する計画を「事業継続計画」(BCP)といい、従来、企業で作られていた消防計画や防災計画とは大きく異なっています。

2. 事業継続計画の構成と検討手順

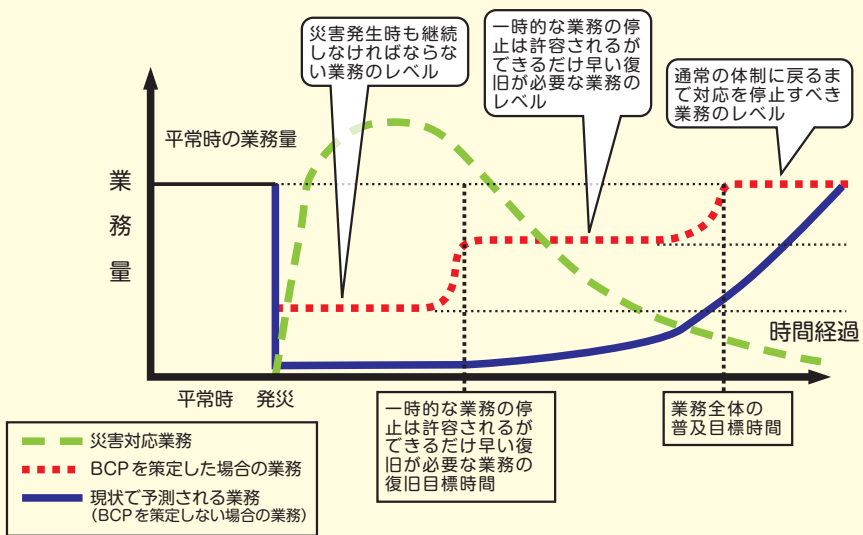
事業継続計画の基本構成と検討手順は、次のとおりです。

- ① BCPの基本方針：基本的な姿勢や目標、BCP策定の優先順位を決めます。
- ② 対象とする災害：事業所・団体にとって被害・影響を受ける可能性のある災害を特定します。
- ③ 重要業務と復旧目標：事業所・団体にとって優先すべき重要業務を抽出します。重要業務とは、被害を受けても継続させる必要性のある業務、早期に復旧させる必要のある業務です。
- ④ 具体的なBCP対応：上記①を具体的に実施するため、指揮命令系統の明確化、重要拠点の機能の確保、製品・サービスの供給などの対応を検討します。
- ⑤ 計画実行のための体制：予算や実施体制を確保し、中長期計画も含めて年次計画の中で事業継続計画に従った対応を実施します。
- ⑥ 教育・訓練計画：経営者をはじめとする全従業員や団体の全職員が事業継続の重要性を共通の認識として持つこと必要であり、教育・訓練の実施計画を合わせて策定する必要があります。

⑦ 点検・是正措置・見直し：事業所・団体として事業報告や決算報告等に併せて、事業継続の取組状況を評価する必要があります。

「事業継続計画」の主要な構成部分は①～⑤ですが、より実効性のあるものにするために⑥と⑦の教育・訓練、点検・見直しが必要とされます。

事業継続計画の考え方



(防災&情報研究所提供)

V. 日本赤十字社の活動紹介

日本赤十字社は、人々の生命を守り苦痛を軽減するという赤十字の理念と使命に基づいて、災害時に被災された方々に対する救護活動を実施しています。災害は人々の生命や財産に被害をもたらすだけでなく、こころにも大きな傷を残します。ここでは、けが人や急病人を適切に救助し、医師または救急隊などに引き継ぐまでの赤十字救急法とこころのケアについて紹介します。

1. 赤十字救急法

<手当の基本>

“倒れている人を見つけたら”

① 観察

周囲の状況の観察：救助者自身の安全を確保するために二次事故（災害）の危険性に注意します。

傷病者の全身の観察：意識はあるか／呼吸をしているか／脈はあるか／顔色や皮膚はどうか／手足を動かせるか

なお、次の場合は危険ですので、すぐに119番への通報及び自動体外式除細動器（AED:Automated External Defibrillator）の手配をしてください。

意識障害／気道閉塞／呼吸停止／心停止／大出血／ひどい熱傷／中毒

② 安静

手当や搬送する時など、傷病者の状態を悪化させないために

は、身体的にも精神的にも安静が大切です。このため、次の行為は避けてください。

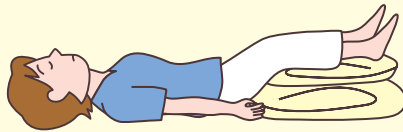
乱暴な搬送／不安を与える言動／悪質な環境

③ 体位

原則として水平に寝かせます。

意識がある時：傷病者に聞いて最も楽な体位にします。

顔色が青い時



顔色が赤い時



意識がない時

頭をわずかに後ろに向けて傾け、下あごを前に突き出して気道を確保します。呼吸をしていたら、傷病者を横向き（回復体位）にし、喉に舌が落ち込んだり嘔吐物が詰まったりして窒息することを防ぎます。呼吸をしていない時は、意識や

呼吸の確認、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫などの心肺蘇生を行います。



④ 保温

傷病者を床などに寝かせたままにしておくと、体温が下がり、状態が悪化することがあるので、できるだけ早い時期に体温を保つようにし、全身を毛布で包みます。また、下からの冷えに対する配慮も必要です。新聞紙などを敷くだけでも体温を逃がさない効果があります。

⑤ 飲食物

飲食物は原則として与えてはいけません。

絶対に飲食物を与えてはならない傷病者

意識のない者/頭部、胸部、腹部を損傷している者/手術をする必要があると思われる者/吐き気のある者/すぐ医師の診療を受けられる者

熱中症、ひどい下痢などによる脱水のほか、ひどい熱傷などの場合には、むしろ水分をとらせる必要があります。ただし、一度に多量の水は飲ませず、少しずつ与えます。

2. こころのケア

こころのケアは特別なことではありません。援助者が行う被災者との対話や関係作り、そして環境を整える働きかけの中にこころのケア活動があるのです。



(こころのケア)

基本的な心構え

災害の被災者は、被害の程度が異なるばかりではなく、年齢や性別、個人的な背景も様々に異なります。こうした多様な被災者のケアを行うにはしっかりとした心構えを持っている必要があります。

被災者に接する7つのポイント

援助者は被災者を助けるのでなく、被災者の自助を支えることが重要なのです。援助者が去った後も被災者が自分でやって

いけるようにお手伝いをするのだと十分自覚することが必要です。

援助者として被災者に接するのには次の7つの態度が大切です。

- ① 支持的であること：被災者と接するときには被災者の現状を暖かく受け入れ、変化をこちらから求めない支持的な態度が大切です。
- ② 共感的であること：被災者に共感的であり、被災者を尊重することは当然のことです。温かい態度で接し、機械的であったり、よそよそしい態度はいけません。
- ③ 純粋性：被災者の尊厳や価値を尊重するような対話でなければいけません。言葉と態度に裏表のない純粋性にに基づいた関わりが重要です。
- ④ 肯定的で判断のない態度：被災者は無価値感や損なわれた気持ちで一杯になっていることがあるので、援助者は被災者を肯定的に受け止め、被災者の現状を判断のない態度で接するようにしなければいけません。
- ⑤ 被災者の力の回復：大切なことは被災者自身の力を回復させることです。あなたは一時的に関わるに過ぎないことをよく自覚しておきましょう。
- ⑥ 実際的であること：あなたのアドバイスやアイディアは実際的でなければいけません。できることできないことははっきりさせ、失望させないことが大切です。
- ⑦ 守秘及び倫理的配慮：被災者に対する守秘義務や倫理的配慮も必要です。

参考文献・資料

- 「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」
平成18年4月21日 中央防災会議決定
- 内閣府 『「減災への取組」事例集』
- 内閣府 「減災の手びき」
- 内閣府 「企業防災のページ」
<http://www.bousai.go.jp/kigyoubousai/index.html>
- 東京消防庁 「地震に備えて あなたを守る事業所防災計画」
- 中小企業庁 中小企業BCP策定運用指針
<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>
- (社)日本経済団体連合会 「企業の地震対策の手引き」
2003年7月22日
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2003/070/tebiki.pdf>
- 「平成19年度兵庫県・神戸大学E-ディフェンス共同実験結果」
オフィスにおける耐震対策の効果について動画映像他
http://web.pref.hyogo.lg.jp/ac02/e_defense2.html
- (財)静岡総合研究機構 防災情報研究所 編集・監修
「東海地震に備える企業の地震防災対策」近代消防社、
平成14年7月

減災としごと

発行年月日 平成21年3月31日
発行 日本赤十字社
編集 日本赤十字社 事業局
救護・福祉部 救護課

●日本赤十字社支部連絡先

支部名	電話番号	支部名	電話番号
北海道支部	011-231-7126	滋賀県支部	077-522-6758
青森県支部	017-722-2011	京都府支部	075-541-9326
岩手県支部	019-623-7218	大阪府支部	06-6943-0705
宮城県支部	022-271-2252	兵庫県支部	078-241-9889
秋田県支部	018-864-2731	奈良県支部	0742-61-5666
山形県支部	023-641-1353	和歌山県支部	073-422-7141
福島県支部	024-545-7997	鳥取県支部	0857-22-4466
茨城県支部	029-241-4516	島根県支部	0852-21-4237
栃木県支部	028-622-4326	岡山県支部	086-225-3621
群馬県支部	027-254-3636	広島県支部	082-241-8811
埼玉県支部	048-829-2681	山口県支部	083-922-0102
千葉県支部	043-241-7531	徳島県支部	088-631-6000
東京都支部	03-5273-6741	香川県支部	087-861-4618
神奈川県支部	045-628-6306	愛媛県支部	089-921-8603
新潟県支部	025-231-3121	高知県支部	088-872-6295
富山県支部	076-441-4885	福岡県支部	092-523-1171
石川県支部	076-239-3880	佐賀県支部	0952-25-3108
福井県支部	0776-36-3640	長崎県支部	095-821-0680
山梨県支部	055-251-6711	熊本県支部	096-384-2111
長野県支部	026-226-2073	大分県支部	097-534-2236
岐阜県支部	058-272-3561	宮崎県支部	0985-22-4045
静岡県支部	054-252-8131	鹿児島県支部	099-252-0600
愛知県支部	052-971-1591	沖縄県支部	098-835-1177
三重県支部	059-227-4145	本社	03-3438-1311